

令和 6 年 5 月 8 日

金ケ崎町福祉センター建設事業 設計業務委託

公募型プロポーザル説明書

設計業務に係るプロポーザル提出に関する詳細は、下記のとおりとする。

記

1 目的

金ケ崎町福祉センターは、昭和 47 年に金ケ崎町が建設し、その後、平成 24 年 4 月に金ケ崎町社会福祉協議会に譲渡され、今日に至っている。

現施設は、建設から 51 年を経過しているが、建築基準法で新耐震基準法が施行された昭和 56 年以前の施設であり、耐震構造の課題が指摘されている。

施設設備の老朽化により、雨漏りや設備機器の不良も発生しており、年間の修繕費が多額に及んでいる状況にある。

また、福祉の拠点施設となっているにもかかわらず、段差が多いことやエレベーターがないほか、二足制を余儀なくされているなど、高齢者や障がい者にとってやさしい施設になっていないところである。

このような現状から、複雑化、多様化する福祉のニーズに的確に対応し、金ケ崎町社会福祉の拠点となる福祉センターを整備するため、令和 5 年 12 月に「金ケ崎町福祉センター改築基本計画書」を策定したところである。金ケ崎町福祉センターの建設に当たっては、福祉センター業務を継続しながら福祉センター改築を実施するため、効率的かつ問題解決能力に優れた設計者を選定することが必要と考え、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 金ケ崎町福祉センター建設事業設計業務委託
- (2) 業務内容 基本設計業務（地質調査含む）
実施設計業務
- (3) 履行期限 令和 7 年 3 月 19 日（水）

- (4) 発注者 社会福祉法人 金ケ崎町社会福祉協議会

3 事業計画概要

「金ケ崎町福祉センター建設工事事業計画の概要」のとおり

4 参加者の資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 単体企業であること。
- (2) 平成 23 年 4 月以降に公共施設、福祉施設又は医療・介護施設の新築・増改築工事の設計受注実績があること。
- (3) 管理技術者及び各担当主任技術者は、平成 23 年 4 月以降に公共施設、福祉施設又は医療・介護施設の設計実績があること。
- (4) 本手続への参加を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間に、地方公共団体から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (6) 本店又は主たる営業所の所在地が東北地区（青森県・秋田県・岩手県・宮城県・山形県・福島県）管内であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者（更生計画又は更生計画が認可された者を除く。）であること。

5 手続等

- (1) 担当部署

社会福祉法人 金ケ崎町社会福祉協議会 総務企画・地域福祉課

電話 0197-44-6060

FAX 0197-44-6106

Eメール Kinshaky@seagreen.ocn.ne.jp

(2) プロポーザル参加表明に係る関係資料の交付

① 資料名

ア 金ケ崎町福祉センター建設事業設計業務委託公募型プロポーザル実施に係る
手続開始の公告の写し

イ 金ケ崎町福祉センター建設事業設計業務委託公募型プロポーザル説明書

ウ 金ケ崎町福祉センター建設事業設計業務委託公募型プロポーザル参加表明書
作成要領

エ 金ケ崎町福祉センター建設事業建設工事事業計画の概要

オ 金ケ崎町福祉センター改築基本計画書（令和5年12月）

② 交付期間 令和6年5月8日（水）から令和6年5月24日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

交付時間は、午前9時から午後4時30分まで

③ 交付場所

金ケ崎町福祉センター

〒029-4503 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南羽沢43番地

電話 0197-44-6060

FAX 0197-44-6106

④ 上記資料は、金ケ崎町社会福祉協議会のホームページからも入手できる。（URL：
<https://www.kin-syakyo.jp>）ただし、金ケ崎町福祉センター改築基本計画書は除く。

(3) 参加表明書の提出

① 提出期限 令和6年5月24日 16時30分まで

② 提出場所 上記（2）③に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着のこと。）

(2) 参加表明書に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

① 質問は、文書（参加表明書作成要領の様式11）をメールにより受付する。なお、
文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス
を併記するものとする。

（ア）質問の受付先：上記（2）③に同じ

(イ) 質問受付期間：令和6年5月8日（水）から令和6年5月17日（金）まで

② 質問に対する回答は、全員に対して FAX 等で回答する。

(3) 技術提案書提出要請者の決定及び通知（第一次審査）

① 金ケ崎町社会福祉協議会会長は、参加資格を認めた者のうちから、金ケ崎町福祉センター建設事業設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の選考を経て技術提案書の提出を要請する者（5 者程度）を決定する。

② 金ケ崎町社会福祉協議会会長は、①の決定を受けた者に対し、技術提案書の提出の要請を書面により通知するものとし、技術提案書の提出の要請をしないことを決定した者についても、書面によりその旨を通知するものとする。（技術提案書の提出の要請を受けた者は、技術提案書を提出のこと。）

③ 技術提案書のテーマ及び技術提案書作成要領など必要な事項については、今後の審査会で審議決定した後に金ケ崎町社会福祉協議会のホームページ等で公開する。

(4) 技術提案書及び設計業務委託料参考見積書の提出

① 提出期限 令和6年7月10日 16時30分

② 提出場所 上記（2）③に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着のこと。）

(5) プロポーザルの特定（第二次審査）

第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において、審査委員会が技術提案書のヒアリング及び審査を実施し、最優秀者及び優秀者各1者を特定する。ヒアリングの詳細は、別途通知するものとする。

6 参加表明書の評価項目・評価事項及び技術提案書の評価項目・評価事項

(1) 参加表明書の評価項目・評価事項（第一次審査）

評価項目	評価事項
1 事務所の実力 (業務経歴等)	同種業務実績数、技術者数 有資格者数、受賞実績等
2 担当チームの能力 (技術者等の経験と能力)	管理技術者及び主任担当技術者等の資格・経験、業務実績、 繁忙度、同種業務適応性等

3 業務の取り組み姿勢 (計画の理解度と的確性)	業務の実施方針、取り組み体制、特徴、本計画概要の理解度等
-----------------------------	------------------------------

(2) 技術提案書の評価項目・評価事項 (第二次審査)

評価項目	評価事項
1 担当チームの対応 (業務の実施方針・手法及び提案)	(1) 取り組み意欲 (2) 業務の理解度 (3) 技術提案の的確性・独創性・実現性 (4) 実施方針の妥当性

(3) 設計業務委託料参考見積書の提出

技術提案書と合わせて提出する設計業務委託料参考見積書は、評価の対象とする。

設計業務委託料参考見積書は、基本設計・実施設計に分けて提出のこと。

書式は、各者のものとする。

7 審査

(1) 第一次審査結果の公表 令和6年6月7日頃の前定

(2) 第二次審査結果の公表 令和6年7月19日頃の前定

8 失格

次の条件の一つに該当する場合には、失格となる場合がある。

(1) 審査委員に直接、間接を問わず、連絡を求めた場合

(2) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

9 随意契約に係る見積書の徴取等

(1) 金ヶ崎町社会福祉協議会会長は、審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の設計業務委託料の見積書の徴取の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり、設計業務委託料見積書の徴取が不可能となった場合は、優秀者を設計業務委託料見積書の徴取の相手方とするものとする。

- (2) 設計業務委託料の額は、提出された見積書の金額を踏まえ予算の範囲内で決定する。
- (3) 審査委員会で特定された最優秀者に、当該業務に係る設計業務委託契約の第1位交渉権が与えられる。なお、契約の交渉が成立しない場合は、優秀者と契約の交渉を行うものとする。

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本円とする。
- (2) 契約書作成の要否：プロポーザル特定後、業務委託契約時に作成する。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5（1）に同じ
- (4) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件の一つに該当する場合には、無効となることがある。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 本件業務受注者と当該工事請負者の受注資格
本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が建設業等と資本・人事両面において関連があると認められる場合、当該関連を有する建設業等の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできない。
 - (6) 非選定及び非特定理由の説明
 - ① 技術提案書の提出者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。
 - ② 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
 - (7) その他

- ① 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできない。
- ② 参加表明書及び技術提案書の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及びプロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ④ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とする。
- ⑤ 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑥ 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
- ⑦ 提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。
- ⑧ 技術提案書の提出者として選定された者を公表することがある。
- ⑨ 審査結果及び提出された技術提案書は、公正性、透明性、客観性を期するため、公表することがある。(ただし、参考見積額は公表の対象としない。)
- ⑩ 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑪ 参加表明書及び技術提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。